

個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る宅地等及び建物の明細書

被 相 続 人

第8の6表の付表3
(令和2年分以降用)

1 特例の適用に当たっての同意

この欄は、「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等を被相続人から相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した者が1人でない場合、又はその対象となり得る建物を被相続人から相続等により取得した者が1人でない場合に記入します。
その他、この欄の記載については、裏面の「書きかた等」を参照してください。

私たちは、下記2(3)又は3(2)の特例事業相続人等が、この特例の適用を受けるものとして選択した2(3)の宅地等又は3(2)の建物について、この特例の適用を受けることに同意します。

(1) 宅地等について

(2) 建物について

氏名				氏名			
----	--	--	--	----	--	--	--

2 この特例の適用を受ける宅地等に係る限度面積の判定

この表は、この特例の適用を受けるものとして「第8の6表の付表1」又は「第8の6表の付表2」若しくは「第8の6表の付表2の2」に記載した宅地等について、限度面積を判定する場合に使用します。2(2)及び(3)の宅地等の明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。
限度面積の判定（(2)④及び(3)②）の結果が「否」となる場合、この特例を受けることはできません。

(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積

a 特定居住用宅地等（第11・11の2表の付表1⑩①）の面積	b 特定同族会社事業用宅地等（第11・11の2表の付表1⑩③）の面積	c 貸付事業用宅地等（第11・11の2表の付表1⑩④）の面積	d 小規模宅地等の特例適用面積 ・ c=0 の場合：b ・ c>0 の場合： $2 \times (a \times \frac{200}{330} + b \times \frac{200}{400} + c)$
㎡	㎡	㎡	イ ㎡

(2) 特例受贈事業用資産である宅地等に係る限度面積の判定

① 贈与税の申告書に記載された特例受贈事業用資産である宅地等に係る限度面積の判定			② 左記のうち、特例の適用を受ける宅地等の面積 （注2）
a 特例事業相続人等の氏名	b 贈与税の申告書に記載された宅地等の明細 （注1）		
	所在場所	面積	
		㎡	
合 計		ロ	
③ ②の宅地等に係る限度面積（400 ㎡－(1)イ）			ニ
④ 判定（ニ≧ハ）			適 ・ 否

(注) 1 ①b欄については、各特例事業相続人等に係る「第8の6表の付表2」の2①及び「第8の6表の付表2の2」の3①の所在場所及び面積を記載してください。
なお、現物出資承認を受けた宅地等については、一括して「所在場所」欄に「第8の6表の付表2の2のとおり」と記載し、「面積」欄は空欄としてください。
2 ②欄については、①b欄に記載した特例受贈事業用資産である宅地等の面積のうち、特例の適用を受ける宅地等の面積の合計が「ニ」の限度面積の範囲内となるよう選択をした宅地等の面積を記載してください。
なお、現物出資承認を受けた宅地等については、「第8の6表の付表2の2」の4①fの面積を記載してください。

(3) 相続等により取得した特定事業用資産である宅地等に係る限度面積の判定

① 相続等により取得した特定事業用資産である宅地等の明細					
特例事業相続人等の氏名	所在場所	面積	特例事業相続人等の氏名	所在場所	面積
		㎡			㎡
			合 計		ホ ㎡
(注) 「所在場所」及び「面積」は、各特例事業相続人等に係る「第8の6表の付表1」の2(1)①及び④の所在場所及び面積を記載してください。					
②	a 限度面積(400 ㎡－(1)イ－(2)①ロ)		b ①の宅地等の面積の合計 ((3)①ホ)	c 判定 (a ≧ b)	
①の宅地等に係る限度面積の判定	㎡	㎡	適 ・ 否		

3 この特例の適用を受ける建物に係る限度面積の判定

この表は、この特例の適用を受けるものとして「第8の6表の付表1」又は「第8の6表の付表2」若しくは「第8の6表の付表2の2」に記載した建物について、限度面積を判定する場合に使用します。3(1)及び(2)の建物の明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

(1) 特例受贈事業用資産である建物の明細

特例事業相続人等の氏名	所在場所	面積	特例事業相続人等の氏名	所在場所	面積
		㎡			㎡
			合 計		イ ㎡

(注) 「所在場所」及び「面積」は、各特例事業相続人等に係る「第8の6表の付表2」の2②及び「第8の6表の付表2の2」の3②の所在場所及び面積を記載してください。

(2) 相続等により取得した特定事業用資産である建物の明細

限度面積の判定（c）の結果が「否」となる場合、この特例を受けることはできません。

特例事業相続人等の氏名	所在場所	面積	特例事業相続人等の氏名	所在場所	面積
		㎡			㎡
			合 計		ロ ㎡

(注) 「所在場所」及び「面積」は、各特例事業相続人等に係る「第8の6表の付表1」の2(2)①及び④の所在場所及び面積を記載してください。

(2)の建物に係る限度面積の判定	a 限度面積（800㎡－(1)イ）		b (2)の建物の面積（(2)ロ）	c 判定（a ≧ b）	
	㎡		㎡	適 ・ 否	

《 書 き か た 等 》

1 「特例の適用に当たっての同意」欄

- (1) 相続等により取得した宅地等についてこの特例の適用を受けるには、その対象となり得る宅地等を相続等により取得した全ての人の同意が、また、相続等により取得した建物についてこの特例の適用を受けるには、その対象となり得る建物を相続等により取得した全ての人の同意が、それぞれ必要です。
- (2) この特例の適用対象となり得る宅地等を相続等により取得した特例事業相続人等の他に、「小規模宅地等の特例」の対象となり得る宅地等又は「特定計画山林の特例」の対象となり得る山林を相続等により取得した者がある場合には、宅地等に係るこの特例の適用に当たっての同意は、「第11・11の2表の付表2」に記載してください。
- (3) 租税特別措置法第70条の6の9の規定により、被相続人から相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産（以下「特例受贈事業用資産」といいます。）については、この欄の記載は不要ですが、上記(2)に該当する場合には、宅地等に係るこの特例の適用に当たっての同意を、「第11・11の2表の付表2」に記載してください。

2 「この特例の適用を受ける宅地等に係る限度面積の判定」欄

- (1) 「(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積」の「a～c」欄には、相続税の申告書第11・11の2表の付表1の「○『限度面積要件』の判定」欄の「⑩ ⑤の小規模宅地等の面積の合計」欄の[1]、[3]又は[4]の面積を転記してください。
- (2) 「(2) 特例受贈事業用資産である宅地等に係る限度面積の判定」欄は、特例受贈事業用資産である宅地等について、限度面積を判定する場合に使用します。
なお、被相続人から相続等により取得した宅地等について、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等の特例の適用を受ける者がいる場合、「特定受贈事業用資産である宅地等に係る限度面積」は、400㎡から小規模宅地等の特例の適用を受けた宅地等の面積（2(1)イ）を控除した面積（赤字の場合は0）となります。
- (3) 「(3) 相続等により取得した特定事業用資産である宅地等に係る限度面積の判定」欄は、この特例を受けるものとして「第8の6表の付表1」に記載した宅地等について、限度面積を判定する場合に使用します。
なお、特例事業相続人等が特例受贈事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、「特定事業用資産である宅地等に係る限度面積」は、400㎡から小規模宅地等の特例の適用を受けた宅地等の面積（2(1)イ）及び当該特例事業相続人等が贈与を受けた宅地等の面積（2(2)①ロ）を控除した面積（赤字の場合は0）となります。

3 「この特例の適用を受ける建物に係る限度面積の判定」欄

- (1) 「(1) 特例受贈事業用資産である建物の明細」欄は、特例受贈事業用資産である建物について、限度面積を判定する場合に使用します。
- (2) 「(2) 相続等により取得した特定事業用資産である建物の明細」欄は、この特例を受けるものとして「第8の6表の付表1」に記載した建物について、限度面積を判定する場合に使用します。
なお、特例事業相続人等が特例受贈事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、「特定事業用資産である建物に係る限度面積」は、800㎡から当該特例事業相続人等が贈与を受けた建物の面積（3(1)イ）を控除した面積（赤字の場合は0）となります。